

業務委託仕様書

1. 業務の名称

令和 8 年度

市内公共施設事業系一般廃棄物（可燃ごみ）収集運搬業務（戸倉上山田地区）

2. 業務の目的

戸倉上山田地区公共施設で発生する事業系一般廃棄物（可燃ごみ）を収集運搬する。

3. 業務の施行概要

- ・ 収集運搬は収集所 1 箇所あたり、次のとおりとする。

品 目	地 区	1 か所の回数	収集所数	運搬先
可燃ごみ	戸倉・上山田地区	2 回／週	16 箇所	ちくま環境エネルギーセンター（千曲市）

- ・ 収集箇所及び収集量 別紙のとおり
(ただし、収集量を超える場合は、別途協議すること。)
- ・ 収集運搬日程 原則、毎週火曜日・金曜日
(ただし、祝日が被る場合は事前に協議すること。)
- ・ 業務結果の報告 1 か月毎に収集運搬結果を報告すること。(遵守)

4. 業務履行条件

- ・ ちくま環境エネルギーセンター持込手数料は受託者において負担すること。
- ・ 業務にあたっては、車両 1 台につき 2 名乗車とする。また、業務は自社の社員をもって従事させること。
- ・ 収集業務においてはパッカー車を使用することとし、収集車両は自動車検査証の使用者が会社名義となっていること。
- ・ 収集ルート、持ち込み時間、休日等については、各自確認しておくこと。
- ・ 収集開始時間は午前 8 時 30 分からとし、その日の内に回収が終了すること。
- ・ 水分を多く含む廃棄物(紙おむつ)を排出するため、積込の際には十分注意すること。

5. 業務履行期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで（24 ヶ月）

6. 遵守事項

- ・ 当該仕様書に示す事項は主要なものであり、明記されていない事項で業務の遂行上、当然必要と認められるものについては、受託者において充足しなければならない。
- ・ 関係法令を遵守し、法令違反等があった場合は契約を解除するものとする。
- ・ 本業務の推進にあたり、業務打合せ等要請があったときは、双方速やかに誠意をもって対応しなければならない。

7. 業務上の問題点の処理

業務遂行上、又はその他の事情により問題が生じた場合は、双方協議の上処理するものとする。

8. 入札にあたっての留意事項

- ・ 入札書には 24 ヶ月分の金額（消費税抜き） を記載すること。

9. 契約・支払方法

- （1）受託者は、毎月5日までに、その前月分の報告書及び委託料の支払請求書（以下「請求書」という）を、提出すること。但し、1月及び5月については集計でき次第、速やかに提出すること。
- （2）一月あたりの委託料請求金額は、年間委託料を十二月で除した額とし、端数が生じた場合は4月の請求額に合算すること。